

# 令和2年第3回上三川町議会臨時会会議録

令和2年5月12日（火）

## 1 目 目

（議案上程審議、質疑、討論、採決）  
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

令和2年5月12日

町議会臨時会会議録

令和2年5月12日第3回上三川町議会臨時会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
商工課長	枝 博信	教育総務課長	吉澤 佳子

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第26号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて (上三川町税条例の一部改正に関する専決処分)
日程第4	議案第27号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて (上三川町国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分)

- 日程第5 議案第28号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて  
(上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分)
- 日程第6 議案第29号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて  
(令和2年度上三川町一般会計補正予算(第1号)に関する専決処分)
- 日程第7 議案第30号 上三川町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第31号 上三川町都市計画税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第32号 令和2年度上三川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和2年第3回上三川町議会臨時会がここに開催される運びとなりました。議員各位におかれましては、慎重に審議を尽くされ、住民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和2年第3回上三川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可いたします。

ただいま出席している議員は14人です。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、5番・小川公威君、6番・志鳥勝則君を指名いたします。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 令和2年第3回上三川町議会臨時会、会期報告をいたします。本日招集されました令和2年第3回町議会臨時会の運営について、議長より諮問され、議会運営委員会を開き、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本臨時会に執行部から付議された案件は、お手元に配付のとおり、議案7件であります。委員会の付託は行わないものとして、会期は本日5月12日の1日間といたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、議案第26号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」

から、日程第5、議案第28号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第26号から議案第28号までの「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」は、一括してご説明いたします。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本町におきましても、同様の措置を講じるため、条例の一部を改正することとし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上で議案第26号から議案第28号までの説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第26号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第26号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第27号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第27号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第28号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部改正に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第28号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第29号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第29号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、専決処分第5号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症経済対策として実施されます全国全ての人々へ1人10万円を給付する特別定額給付金事業を実施するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金として、特別定額給付金給付事業費補助金等の増額補正をし、歳出につきましては、総務費で、特別定額給付金等の増額補正をいたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額に31億6,202万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を147億7,002万5,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第29号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」に関する専決処分を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第29号は承認することに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第7、議案第30号「上三川町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第30号「上三川町税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日から公布、施行されたことに伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、固定資産税、軽自動車税等に係る特別措置を講ずるための規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第30号「上三川町税条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第31号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第31号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日から公布、施行されたことに伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、事業用家屋に係る都市計画税の負担を軽減するため、規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第31号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第32号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第32号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症経済対策に係る予算を増額することとして編成いたしました。

歳入予算につきましては、国庫支出金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等の増額補正を、寄附金で、一般寄附金の増額補正を、繰入金で、財政調整基金繰入金の増額補正を、諸収入で、全国給食会連合会からの補助金の増額補正をいたします。

歳出予算につきましては、民生費で、国予算に基づく子育て世帯への臨時特別給付金と、上三川町としての子育て世帯への臨時特別給付金の増額補正を、商工費で、中小企業に対する企業活動継続のための助成金等の増額補正を、教育費で、小中学校の要保護世帯等への生活支援金等の増額補正をし、また、商工費でサンフラワー祭り及び夕顔サマーフェスティバルを中止とすることによる関連予算の減額補正をいたします。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,210万7,000円を追加し、補正後の一般会計総額を149億2,213万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては所管課長から説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 それでは、議案第32号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金4,545万円の増額は、2節児童福祉費補助金で、新型コロナウイルス感染症関連で、児童手当を受給する世帯に対し支給される子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費4,290万円及び給付に係る事務費255万円を計上するものです。

第17款第1項寄附金、1目一般寄附金100万円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援のための寄附を受け入れたものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億471万2,000円の増額は、補正予算の財源不足分として繰入れするものでございます。

第20款諸収入、第4項3目雑入94万5,000円の増額は、学校臨時休業対策費補助金として、給食費返還等事業費の4分の3を全国学校給食会連合会より受入れするものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 それでは、歳出のご説明をさせていただきます。12、13ページをお開き願います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額9,058万5,000円の増につきましては、その内訳をご説明させていただきます。まず、3節職員手当等から12節委託料までは、国の補正予算において支給することが決定いたしました子育て世帯への臨時特別給付金の事務処理経費を計上したものでございまして、18節負担金、補助及び交付金の8,580万円につきましては、対象児童1人当たり2万円を支給する予算として4,290人分を計上したものでございます。説明欄に2段書きで記載しましたのは、国の補助金を財源として支給する分と、町独自の取組として支給する分を分けて記載したものでございます。支給の内容につきまして、簡単にまとめた資料を別途ご用意させていただきましたので、そちらをご参照いただきたいと思います。

引き続き、予算書のほうのご説明させていただきます。21節補償、補填及び賠償金の223万5,000円につきましては、4月13日から県の外出自粛要請あるいは町の外出自粛要請、それから4月18日からの栃木県緊急事態措置に伴いまして、密集等を避ける観点から、本町においても放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の利用を、お子さんが自宅等で過ごすことが可能な場合は自粛くださるようお願いしているところございまして、利用者が減少する分、指定管理料の利用料収入も減少してしまうため、その補填という意味合いで支払う補償金でございます。額につきましては、利用者数の実績に応じて支払う考えでございまして、補正額は栃木県緊急事態措置の期限であります5月31日までの概算で計上しているものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費5,782万1,000円の増額補正でございます。12節委託料238万7,000円の減額、及び、13節使用料及び賃借料8万7,000円の減額につきましては、景観スポット整備事業としまして、サンフラワー祭りのですね、花畑管理等施設委託料及び花畑土地の賃借料でございますが、事業の中止のため、それぞれ減額補正をするものでございます。18節負担金、補助及び交付金6,029万5,000円の増額、内訳でございますが、負担金で新たに立ち上げました新型コロナ対策資金、これですら、県の信用保証協会への負担金が生じるため20万円を増額を、また、その下でございますが、サンフラワー祭り事業の中止によりまして、ひまわりサミット実行委員会への負担金15万円の減額。補助金で、新型コロナ対策資金で、県信用保証協会への信用保証料としまして100万円の増額、夕顔サマーフェスティバルの事業中止によりまして事業費の補助金の450万円の減額、新型コロナ対策資金融資利子分の補助としまして200万5,000円の増額を、サンフラワー祭り事業の中止によりまして事業費補助426万円を減額。交付金でございますが、新型コロナ感染拡大防止休業協力金としまして、新たにですね、町内における感染拡大防止のためにですね、県が行いました施設の休業要請、これに応じた特定業種の事業者の方に対しまして、4月21日から5月6日までの休業でございますが、県に上乘せさせていただきます。

まして10万円の支給を、また、それ以外のですね、飲食店の方ですね、県のほうからの休業要請というものは出てございませんが、自主的にですね、町内における感染拡大防止のためにですね、ゴールデンウィーク期間を見据えまして、4月26日から5月6日までの期間、これをですね、自主的に休業いただいた飲食店の方に対して7万円を給付するため、合わせまして600万円の増額補正を、また、同じく新型コロナウイルス緊急支援助成金としまして、国のほうで実施します持続化給付金、これのですね、条件に満たないもの、売上高の減少がですね、30%以上50%未満の事業者に対して、一律10万円を支給するため6,000万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、第10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、19節扶助費124万円及び第3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費120万円の増額補正につきましては、学校休業期間家庭生活支援給付金として、町立小中学校の臨時休業により児童生徒が家庭生活する時間が大幅に増加し、経済的に困難な状況である世帯の保護者に対して支給することで負担軽減を図ることを目的としており、要保護者及び準要保護者に認定されている保護者に、10日以上臨時休業のあった月を対象に、児童または生徒1人につき月額1万円を支給するものでございます。小学校費で62人分、中学校費で60人分、2か月分を計上いたしました。

続きまして、次のページ、14、15ページをお開きください。第5項保健体育費、第4目給食センター費、21節補償、補填及び賠償金の126万1,000円の増額補正につきましては、学校臨時休業対策費補助金に係る学校給食費返還等事業の実施に伴い必要額を補正するもので、給食食材納入業者に対し、既に発注されていた食材に係る違約金等が補助対象経費となることから、その経費を補償金として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正でございます。令和2年度中小企業事業資金融資利子補助（コロナ緊急融資制度）について、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を360万円と定めるものです。

以上で令和2年度上三川町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 補正予算書の12、13ページ、第7款商工費、2目商工振興費の中の18節なんですけども、この中で、交付金として、新型コロナ感染拡大防止協力金また緊急支援助成金ということで600万、6,000万というふうに金額が上げられていますが、これらの実態はどのような方法で把握しているのか。それと、支給方法と支給時期がどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初にですね、拡大防止のほうの、県のほうに合わせました休業の協力金でございます。これに

つきましては、当初ですね、4月に入りまして、今回コロナのほうの対策、出てくるだろうということで、町としまして、町の商工会さん、それと指定の町のほうにある金融機関さんの支店長さんですね、この方々に集まっていただきまして、商工会のほうですね、今後どんなふうな、まず、今まで出します制度資金であるとかそういうものも含めた中でですね、皆さんにご意見を頂戴しまして、どんな状況かと、うちの町としていつ頃影響が出てくるのかということにつきまして、みんなで協力した中でですね、協議した中で、ある程度把握してございます。

それですね、まず休業協力金につきましては、支給見込みを63店舗として見込んでございます。まずですね、県のほうの申請がなされたもの、これにつきましては、県のほうの交付決定書、これを添付いただきまして受付を開始すると。受付につきましては、両方ともですね、5月18日、来週の月曜日から申請のほうの受付のほうを考えてございます。支給につきましては、随時ですね、こういう時期なものですから、処理のほうを極力早くですね、処理しまして、支給のほうにつなげていければというふうに考えてございます。

町の商工会においてですね、電話の確認だとか、あるいは現地のほうの調査、これをお願いして、ある程度の数字をつかんでございます。県のですね、休業要請の期間、これを16日間休んでいただいたのも53件、そして、町で町民向けに今回周知を行って、その後ですね、26日から飲食店の方につきましては自主的に休業のほうをしていただいたということで、それらを10件、合計で63件を見込んでございます。

それとですね、2点目でございますが、新型コロナ緊急支援助成金、国のほうのですね、持続化給付金、これのほうの漏れたものですね、国のほうでは50%以上、年間の売上げに対しまして12で割って、1か月当たり前年度のと今年度のやつを比較させていただいて、それで50%を超えたものについては国のほうのを申請していただきたいと。その以下のものですね、ですから、先ほど言いましたように、30から50未満のもの、これに対しまして、うちのほうから一律10万円ということで600件を見込んでございます。

この件数につきましては、なかなか把握というのはしづらいということもございまして、国のほうで実施してございます平成28年度経済センサスですね、こちらのほうからの町内の事業者数、これを見まして、ただ、1事業者1件ということで、この事業者数につきましては、支店等ある場合には3店舗とか2店舗とかになってまして、その数、これを1事業者当たりになりますと企業数が725、それに9割ということで600件を見込んでございます。支給に当たりましては、同じくですね、申請を5月18日から町のほうで受け付けるという形で進めていきたいと。また、支給につきましては、やはり先ほどと同じようにですね、できるだけ早く皆さん、事業者の方に給付ができるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ありがとうございます。いずれにしても、売上げが落ちたと、うちは店を休んでいるんだと、町は何をやってくれるのかということで、今まで町民の業者の方からご意見を頂いています。町でもこういった支援制度を設けたということで、中小企業の業者の方に一刻でも早くこう

いう制度があるということでお知らせしてやってもらえたらなというふうに思ってますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他に質問ございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ちょっと聞きますが、コロナの関係では、この補正予算以外に何か予算書があるんでしょうか。それとも、これで上三川町独自のコロナの対策費は終わってしまうんでしょうか。ちょっとその辺のところ、教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 コロナの影響は長期に及ぶというふうに考えております。ですので、今回の臨時議会でこれを上程させていただきましたが、今後、さらなる対策は考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今いろんな自治体で、新聞でいろんな施策が載っておりますが、コロナがだんだん長くなっていくのに従って、上三川町からは何の施策も来ないんじゃないかというようなことを今言ってる方がいて、今、非常に商店街が苦境にさらされているという現状です。今、商工課のほうで言ったように、補助金が、7万円とか云万円とかと売上げが下がれば補助しますよということだと、下がってなくて閉めてるところ、お客さんが来なくて、開けてるんだが閉まってるような状態だということは何の施策もないんでしょうか。

今、5月1日の時点でですね、小山が水道料金を下げましたよ、やりませんよ、那須町も休業に応じた業者に2か月分の水道料金を免除しますよというふうなことが、たくさん載ってます。児童手当は、さくら市が1人当たり2万円だというようなことも載ってますし、佐野、小山、那須は1万円を上乗せしているんだと。上三川町は約60億の預金があって、一律10万円に30億ぐらいの金が出てしまっても、国からまたその30億は返ってくるわけですね。そうすると、1人頭に、商品券でもいいですから、2万円ぐらいのものを上乗せして、10万円と同じように支給するようなことは考えられないんでしょうかね。何もやらない町、上三川になっていて、隣町がやったことすらも、いつもまねするのにまねしてないということは、ちょっとおかしいと思うんですね。

ですから、町長の専決処分でお金を使ってくれるのは結構ですが、こういうところにお金を使うべきじゃないんでしょうか。町から頂いた町民の税金ですから、その町民の税金をまた町民に渡すというのは何ら不思議じゃないと思うんです。何かあったら使うんです。何かあったらって、これが今、何かあったらときだと思うんですね。それがいまだに、臨時議会でコロナのことをやるんだというから、大変なことが起きて、大変なことをしてくれるのかと思ったら、たったこれだけの補正でもって議会がちょんちょんちょんで終わったんじゃない、町民は、何を考えていたんだろうと思わないですか。ましてや、うちの町長のあの新聞では、笑っていて不謹慎だなと言われました。笑ってる町長はうちだけだったよと言われました。そんなような町で何の補助金も、何の対策もしないで、毎日コロナ、コロナで転んで歩いてるようなものじゃないでしょうか。ちょっと答弁してみてください。

○議長【石崎幸寛君】 質問ですか。

○9番【勝山修輔君】 質問です。他がやってること、何でできないか。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 今回、お子様、子育て世帯に、国のほうの臨時特別給付金に町のほうで上乗せという形で、国のほうで1万円のところを町のほうでも1万円をプラスして2万円という形にさせていただきました。その他にも、商工業者にこのような協力金を上乗せを考えて、上程をさせていただきました。先ほど申しあげましたように、これはすぐに終息ができる見通しは立っていませんので、今後よく情勢を調査しながら、次の支援策等を考えていきたいというふうに思います。

また、先ほど勝山議員から、国のほうから幾らでも来るようなお話がありました。地方創生のコロナ対策に対する地方創生臨時交付金であります。上三川町の場合は、財政力指数が高いため、県内でも下から3番目の額しか給付がされない見通しというふうになっております。そういったこともありまして、もちろん基金などに、今回も基金1億円以上の取崩しをさせていただきましたが、今年度このような経済状況ですから、来年度以降の相当の税収の落ち込みを予想しております。そういたしますと、普通の、通常の場合での予算でも今年度の令和2年度でもですね、8億円以上の基金を繰入れして予算を組み立てていますが、来年度以降の予算組立てに相当苦勞するというふうに思いますので、よくその辺のところを鑑みながら、次の施策に考えていきたいというふうに思っております。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。3番、篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 商工費の先ほどの18節の新型コロナウイルス緊急支援助成金のことでちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど事業者数が725、そのうちの9割というお話だったんですけど、まずこれ、30%以上50%未満に一律10万円ということで、こちら、法人、個人問わずに一律の金額なのかということがまず1点。

それと、法人の場合、事業所は上三川にあるんだけど、法人の登記のほうは他市町にある事業者さんも対象になるかということ。

それと、もう1つが、例えば、これって、ある特定の月を見て30%以上50%未満ということ申請するのかなと思うんですけど、その後、例えば50%以上下がって、国のほうの持続化給付金、そちらの対象になっても、両方というか、そういった形で交付というか、もらうことができるのかということをお教えしてもらえますか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まずですね、法人、個人、これは同じでございます。法人でも個人でも10万円。

それと、2点目でございますが、町外の法人さんで町内にお店がある方、これについては該当いたします。

それと、町のやつを頂いた後、国のほうも申請可能かということでございますが、今現時点で国のほうに申請される方というのは、もう5割を超えてる方ですね。これにつきましては、一応国のほうの申請をお願いして、町のほうの申請はできないということでございます。ただ、その後のですね、まずは30%ちょっと超えただけなんだということ町に申請いただくということについては、これはオーケーでございます。その後、例えば、これがコロナのほうの影響が続くよと、ずっと続いた中で、

もう5割を切っちゃうんだというような場合には、国のほうの申請をしていただくということは拒まないということで考えてございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第32号「令和2年度上三川町一般会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 先ほど、篠塚議員のご質問の中で、法人の絡みでですね、法人が他市町にあるよとって、お店がこちらにあるよといった点でございますが、大変申し訳ございません。法人の場合はですね、町内に登記簿上の本店、これを有しているということで訂正お願いできればと思います。申し訳ございません。

以上です。

---

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長【石崎幸寛君】 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時会では、新型コロナウイルス感染症に起因する町経済への対応とした補正予算案を主な議案として上程いたしましたところ、原案どおり可決いただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国の緊急事態宣言が今月末まで延長されるなど、終息までの道のりはまだ遠い状況にございますが、町として、できることを迅速かつ着実に進めてまいり所存でございます。議員の皆様方には、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長【石崎幸寛君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

令和2年第3回上三川町議会臨時会が本日開催され、提出されました案件を審議いただき、ここに閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第3回上三川町議会臨時会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前10時44分 閉会